

令和2年度 第2回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

令和2年9月3日(木) 10時00分～

市役所3階 第2・第3委員会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

4 議 事

【諮問事項】

(1) 住居表示事業実施に係る個人情報の目的外利用について

【審議事項】

(1) 恵庭市情報公開条例に基づく公文書一部公開決定に係る審査請求への対応について

5 その他

6 閉 会

第8期 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日) ※50音順

氏名	経歴等
大岩 則子	平成27年7月1日～(3期目)
亀石 和代	個人情報保護審査会：平成13年7月1日～平成19年3月5日 情報公開・個人情報保護審査会：平成19年3月6日～ (通算10期目)
白崎 亜紀子	平成27年7月1日～(3期目)
松本 史典	平成25年7月1日～(4期目) 行政書士(松本史典法務事務所)
森田 祐一	平成26年5月22日～(4期目) 弁護士(恵庭法律事務所)

会議出席事務局職員及び説明員名簿

事務局職員	
氏名	所属
横道 義孝	総務部長
山本 顕	総務部次長
栗野 雅文	総務部総務課長
根深 忠大	総務部総務課 法制担当主査
宮腰 侑希	総務部総務課 法制担当主任主事
説明員	
氏名	所属
高橋 淳	生活環境部市民課 住居表示担当主査

○ 個人情報保護制度運営審査諮問書

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書	
恵総総第 号 令和 2 年 月 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀石和代 様 恵庭市長 原田 裕 (印)	
恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮問事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) <input type="checkbox"/> 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用(第9条第1項第4号) <input type="checkbox"/> 外部提供(第9条第1項第4号) <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供(第10条第2号) <input type="checkbox"/> 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報の件名又は内容	住居表示事業実施に係る氏名(法人にあつては事業所名と代表者氏名)及び住所の目的外利用について
諮問内容	住居表示事業実施時には、実施区域に居住する住民の住所及び事業所を構える法人等の住所並びに実施区域に存する土地・家屋の町名変更が行われることとなりますが、これらのことについて、個人及び法人へ住所等の変更をお知らせするため、以下の3点の個人情報が必要となります。 (1) 水道の届出による当該地域の居住者の氏名及び住所 (2) 固定資産税納税通知書の送達先を含む当該地域の土地・家屋所有者等の氏名及び住所 (3) 法人設立・事業所設置申告書による当該地域に所在がある事業所等の事業所名及び代表者氏名 以上3点の個人情報の目的外利用により、住民票上の登録がないが居住実態がある者、登記簿謄本の所有者とは異なる納税義務者、事業所等へ住所等の変更のお知らせが可能となるものです。
主管課	生活環境部 市民課